

基礎研
レター住民税非課税世帯とは
～本当に必要な人に届くためには～経済研究部 研究員 佐藤 雅之
(03)3512-1831 m-sato@nli-research.co.jp

1——低所得者世帯への支援

2024年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」によると、物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円（住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については子ども一人当たり2万円の加算）が支給されることとなった。

低所得者世帯への給付金支援は今回が初めてではない。振り返ると、2020年の特別定額給付金（全国民に一人当たり10万円）が支給された後、所得制限付きの給付金支援策が繰り返し実施されてきた。具体的には、2021年の「子育て世帯等臨時特別支援事業」では子ども一人当たり10万円の支給が行われたことに加え、住民税非課税世帯に対する臨時特別支給金（一世帯当たり10万円）が支給された。そして、2022年には「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」として住民税非課税世帯一世帯当たり5万円の支給、2023年には「デフレ完全脱却のための総合経済政策」で物価高に苦しんでいる低所得者に支援を届けるため、住民税非課税世帯一世帯当たり10万円の支給が行われてきた。このように給付金支援の対象として住民税非課税世帯は多用されてきた。

図表1 2020年以降の給付金支援策

年	政策名	概要	予算規模(億円)
2020	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策	全国民に一人当たり10万円	128,803
2021	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策	住民税非課税世帯一世帯当たり10万円	14,323
2022	原油価格・物価高騰等総合緊急対策	低所得のひとり親世帯、その他低所得の子育て世帯へ 児童一人当たり5万円	1,551
2022	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	住民税非課税世帯一世帯当たり5万円	8,540
2023	デフレ完全脱却のための総合経済政策	住民税非課税世帯一世帯当たり10万円	10,592
2024	国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策	住民税非課税世帯一世帯当たり3万円 (そのうち子育て世帯は子ども一人当たり2万円加算)	4,908

(出所)内閣府、財務省よりニッセイ基礎研究所作成

2——住民税非課税世帯とは

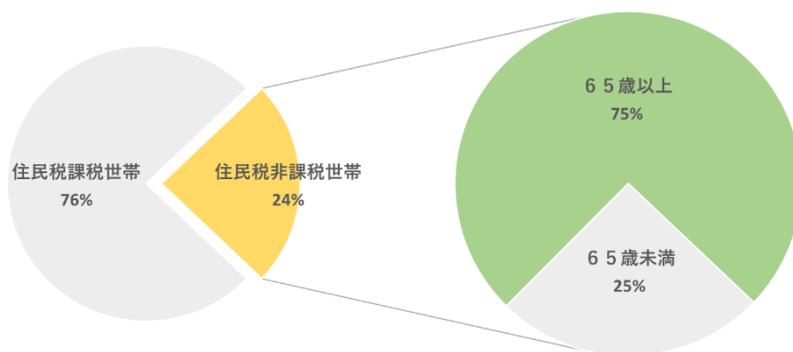
住民税非課税世帯とは、世帯員全員の住民税が課税されない世帯のことである。住民税はどのような場合に非課税となるのか。住民税には所得に応じた負担を求める「所得割」と、所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」がある。つまり、所得割・均等割ともに非課税となる人が住民税非課税になる。

所得割・均等割ともに非課税となる人は、住んでいる自治体や世帯構成によって条件は異なるが、例えば東京 23 区内のケースでは、(1) 生活保護法により生活扶助を受けている人、(2) 障がい者、未成年者、寡婦(夫)又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の人、(3) 前年の合計所得金額が①同一生計配偶者または扶養親族のいない人は 45 万円以下、②同一生計配偶者または扶養親族がいる人は「35 万円×(本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数)+31 万円以下」(例えば、本人、配偶者、子ども 1 人の場合 136 万円以下)となっている。

3——全世界帯に占める住民税非課税世帯の割合は 24%

厚生労働省「国民生活基礎調査(2022年)」によると、住民税非課税世帯の割合は全世界帯の 24%を占めており、およそ 4 分の 1 である。また、住民税非課税世帯の内訳をみると、世帯主が 65 歳以上の世帯は 75%を占める。つまり、住民税非課税世帯として、給付金支給の対象となった世帯の 4 分の 3 は高齢者ということである。

図表2 住民税非課税世帯の割合と内訳



(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査(2022年)」よりニッセイ基礎研究所作成

高齢者ほど住民税非課税世帯になりやすい理由は、高齢者の主たる収入である年金には公的年金等控除と呼ばれる控除が適用されるからである。公的年金等控除額は、受給者の年齢、受け取る年金額、年金以外の所得額に応じて異なる。

図表 3 では、世帯によって住民税が課税されるかどうかを示している。モデルケースの世帯は単身、夫婦のみ、夫婦と子供 1 人、高齢単身とし、ケース①～⑤の年収は給与収入のみ、ケース⑥は年

金受給のみと仮定している。ケース①単身（現役労働者）の前年の合計所得は、「150万円（給与収入） - 55万円（このケースにおける給与所得控除額） = 95万円」となり、住民税非課税ライン45万円¹より大きいいため、住民税非課税世帯に該当しない。一方で、ケース⑥高齢単身（受給者の年齢65歳以上）の前年の合計所得は、「150万（受け取る年金額） - 110万円²（このケースにおける公的年金等控除額） = 40万円」となり、住民税非課税ライン45万円¹未満のため、住民税非課税世帯に該当する。つまり、年金受給者は現役労働者と同じ年収であっても控除額が大きいため、住民税非課税世帯に該当しやすくなる。

そして、ケース③の世帯年収200万円の夫婦のみ世帯は、ケース②の世帯年収250万円の夫婦のみ世帯と比べて、相対的に所得水準が低いにもかかわらず、世帯主の課税所得金額がゼロより大きいため、住民税課税世帯となり、給付金支援の対象から外れている。また、ケース⑤の世帯収入250万円の夫婦と子供1人世帯についても、ケース④の世帯収入300万円の夫婦と子供1人世帯と比べて同様のことがいえる。もし本当に物価高に苦しんでいる低所得者に支援を届けたいのであれば、貯蓄を十分に蓄えているかもしれない高齢世帯ではなく、ケース①, ③, ⑤のような世帯こそ支援が必要なのではないだろうか。

図表3 モデルケースによる試算

世帯	世帯年収（万円）	世帯主の年収（万円）	住民税
① 単身	150		課税
② 夫婦のみ	250	150	非課税
③	200	200	課税
④ 夫婦と子供1人	300	200	非課税
⑤	250	250	課税
年金支給（万円）			
⑥ 高齢単身	150		非課税

（出所）ニッセイ基礎研究所作成

（注）全ケースにおいて東京23区内を想定。ケース①～⑤の年収は給与収入のみ、ケース⑥は年金支給のみとする

4—低所得者世帯向けの給付金支援の課題

政府から家計への給付金支援には様々な課題がある。住民税非課税世帯は世帯全体の24%を占めていることから、支援対象を絞り込んでいるとは言い難い。経済的に余裕のある世帯への給付が行われると公平性は損なわれる。住民税を支払っているが所得水準の低い世帯に給付金が届くように、給付付き税額控除³を導入することは一つの解決策となり得るだろう。少ない財源で効果的に低所得者世帯への支援ができる給付付き税額控除は有効である。給付付き税額控除の議論はこれまでもたびたび行われてきたが、正確な所得把握の難しさなどから議論は停滞している。2016年にマイナンバー制度が導入され、インフラ面については整備されつつある。いまこそ給付付き税額控除の議論を進めるべき

¹ 東京都23区内の場合

² 年金以外の所得額年間1,000万円以下の場合

³ 給付付き税額控除とは、税額控除額が所得税額を上回る場合に、その差額を給付（還付）する制度

だ。そして大切なことは、支援を必要としている人に届いているのかということである。

[参考文献]

・宇南山卓(2023), 『現代日本の消費分析 ライフサイクル理論の現在地』, 慶応義塾大学出版会, p273~280

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。
また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。